

制度・運用改善

((一社) 日本自動車工業会、 (一社) 日本自動車部品工業会、 (一社) 日本鉄鋼連盟)

EPA・輸出先での輸入手続きに関するHSコードの課題認識の共有

課題① 輸入国とのHSコードの認識相違

輸入国税関からHSコードに関する指摘を受けた際、事業者がどのように対応すべきかが分からず、適切な対応がとれないケースがあると認識している。

- 想定される影響： EPAの否認や通関手続きの遅延、追加コストの発生といった影響が生じるおそれがある。
- 解決策の事例： 対応フローや相談窓口を明確化したガイドラインを整備することが、速やかな問題解決に資すると考える。

課題② 輸入国の事前教示手続き

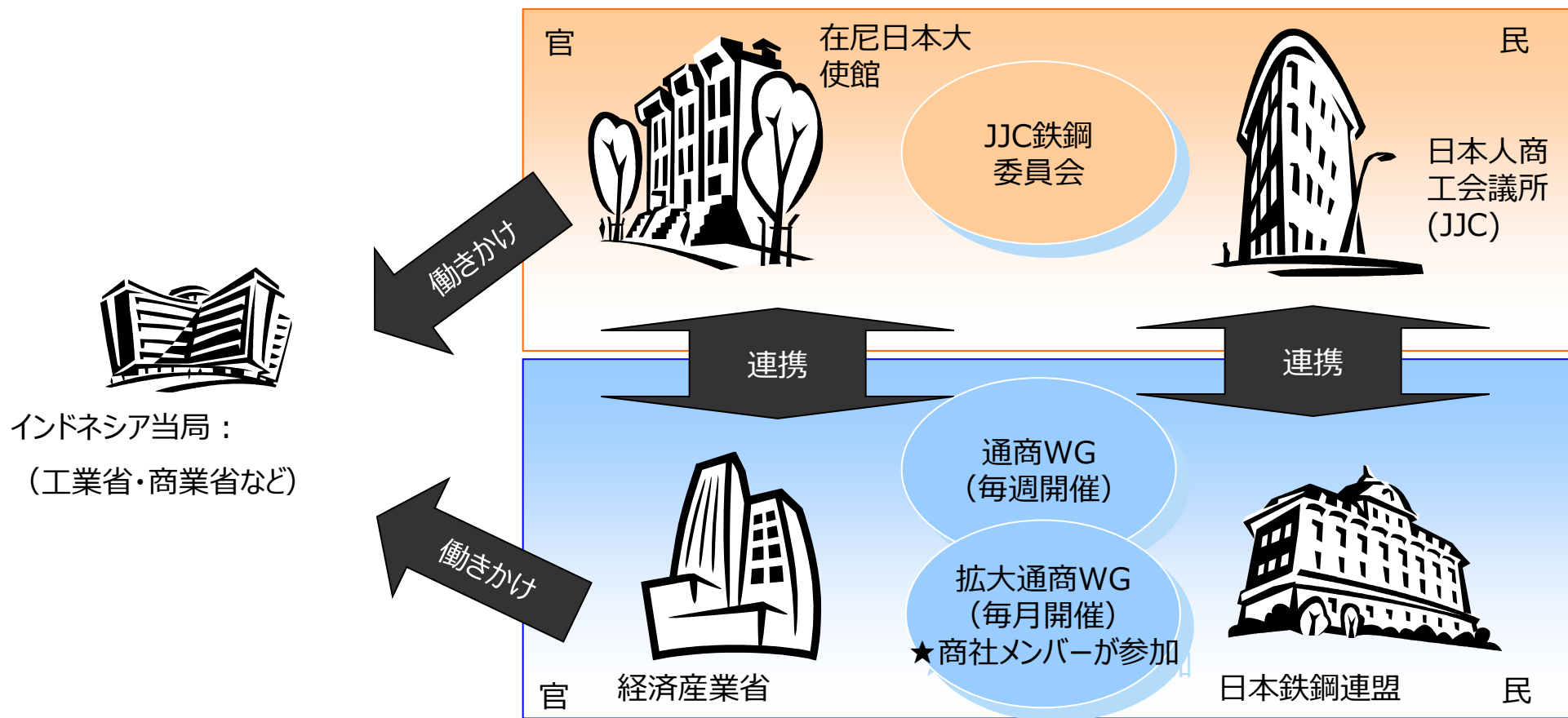
企業が各国において事前教示を活用する際の手続き方法、準備書類、留意点が分かりづらく、その結果、有効な活用ができていない企業が存在すると認識している。また、事前教示に時間を要するケースや、CTC判定に係る構成品（輸出品ではない）については、対応できないケースがある。

- 想定される影響： 事前教示制度が十分に有効活用されないことにより、本来回避可能であったHSコードの認識相違が、通関上のトラブルに発展するおそれがある。
- 解決策の事例： 事前教示制度の運用に関する情報（手続き、必要書類、留意点）を体系的に整理し、公開することが事前教示制度の有効活用には資すると考える。

いずれのケースにおいても、対応フローや必要書類、留意点を整理したガイドラインを作成・例示することで、事業者の円滑なEPA活用やトラブル回避に資すると考える

鉄連からのコメント

- 鉄鋼連盟では2017年3月にインドネシアでのHSコード改訂に伴い、本来日尼EPAに基づく特惠免税が受けられるはずである熱延鋼板の一部の製品につき急遽MFN税率が適用された例あり。



- このような問題は当然起こりえるものとして現地・日本の4者で官民連携しトラブルの網を張っており、相手国政府に働きかけをする体制を構築。本件も業界全体の問題として通商WGで検討し経済産業省金属課様及び関連日本政府の皆様にご尽力頂き5月にインドネシア政府の修正官報が公示。事態が終息。

EPA締結国と日本サイドでの双方でEPAの通関トラブル情報を共有できる常設窓口を設置のうえ
官民/東京・相手国で官民連携し当局に意見具申できる仕組みづくりが有効と思われる。